

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ○麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二十七条及び第三十条関係）			
第三種 向精神 薬	(略)	(略)	(略)
七―クロロ―ー―(二・二・ 二―トリフルオロエチル)― 一・三―ジヒドロ―五―フェ ニル―二H―一・四―ベンゾ ジアゼピン―二―オン(別 名ハラゼパム)、その塩類及び これらを含む物	(RS)―六―(五―クロロ ピリジン―二―イル)―七― オキソ―六・七―ジヒドロ― 五H―ピロロ〔三・四―b〕 ピラジン―五―イル  四―メ チルピペラジン―一―カルボ キシラート(別名ゾピクロ ン)、その塩類及びこれらを	四・八g	三百mg
別表第一（第二十七条及び第三十条関係）			
第三種 向精神 薬	(略)	(略)	(略)
七―クロロ―ー―(二・二・ 二―トリフルオロエチル)― 一・三―ジヒドロ―五―フェ ニル―二H―一・四―ベンゾ ジアゼピン―二―オン(別 名ハラゼパム)、その塩類及び これらを含む物		四・八g	

<p>含有する物</p> <p>五―(二―クロロフェニル)  ―七―エチル―一・三―ジヒ  ドロ―一―メチル―二H―チ  エノ―〔二・三―e〕―一・  四―ジアゼピン―二―オン(別  名クロチアゼパム)、その  塩類及びこれらを含む物</p> <p>四―(二―クロロフェニル)  ―二―エチル―九―メチル―  六H―チエノ〔三・二―f〕  〔一・二・四〕トリアゾロ〔  四・三―a〕〔一・四〕ジア  ゼピン(別名エチゾラム)、  その塩類及びこれらを含む  物</p> <p>五―(四―クロロフェニル)  ―二・五―ジヒドロ―三H―  イミダゾ〔二・一―a〕イソ  インドール―五―オール(別  名マジンドール)、その塩類  及びこれらを含む物</p>	<p>九百 mg</p>
<p>九 十 mg</p>	<p>九 十 mg</p>

<p>含有する物</p> <p>五―(二―クロロフェニル)  ―七―エチル―一・三―ジヒ  ドロ―一―メチル―二H―チ  エノ―〔二・三―e〕―一・  四―ジアゼピン―二―オン(別  名クロチアゼパム)、その  塩類及びこれらを含む物</p> <p>五―(四―クロロフェニル)  ―二・五―ジヒドロ―三H―  イミダゾ〔二・一―a〕イソ  インドール―五―オール(別  名マジンドール)、その塩類  及びこれらを含む物</p>	<p>九百 mg</p>
<p>九 十 mg</p>	<p>九 十 mg</p>

(略)	<p>二―ブプロモ―四―(二―クロ ロフェニル)―九―メチル― 六H―チエノ〔三・二―f〕 ―s―トリアゾロ〔四・三― a〕〔一・四〕ジアゼピン(別 名プロチゾラム)、その塩 類及びこれらを含む物</p>	<p>七―ブプロモ―五―(二―クロ ロフェニル)―一―三―ジヒ ドロ―二H―一・四―ベンゾ ジアゼピン―二―オン、その 塩類及びこれらを含む物</p>	<p>五―ブチル―五―エチルバル ビツール酸(別名ブトバルビ タール)、その塩類及びこれ らを含む物</p>	(略)
(略)	十五 mg	三百 mg	六 g	(略)

(略)	<p>二―ブプロモ―四―(二―クロ ロフェニル)―九―メチル― 六H―チエノ〔三・二―f〕 ―s―トリアゾロ〔四・三― a〕〔一・四〕ジアゼピン(別 名プロチゾラム)、その塩 類及びこれらを含む物</p>		<p>五―ブチル―五―エチルバル ビツール酸(別名ブトバルビ タール)、その塩類及びこれ らを含む物</p>	(略)
(略)	十五 mg		六 g	(略)